# 仕　様　書

京都市建設局伏見土木みどり事務所

（担当：木谷、杉左近　075-611-5371）

| 件名 | 階段手摺修繕（淀緑地） |
|---|---|
| 内容 | １　業務の目的<br>本件は、階段の鋼製手摺が腐食等により部分的に断裂しているため、溶接等により修繕を行うものである。<br><br>２　履行期限<br>令和９年１月１５日限り<br><br>３　履行場所<br>京都市伏見区淀新町 地内（別紙参照）<br><br>４　業務内容<br>・鋼製手摺溶接（６ヶ所）<br>腐食による欠損部を必要に応じ切除し、下地処理すること。<br>切除部や母材の薄くなっている箇所に、下地処理のうえ、同等品以上の部材を用いて当て板を行ったうえで溶接すること。<br>新材及び溶接部分は、角や突起の無いようケレンしたうえで、速やかに防錆材及び耐候性のある塗料を用い塗装すること。<br>・作業時には歩行者、通行車両、周辺に火の粉が飛ぶことの無いよう、あらかじめ対策を講じ、合わせて消火器等を設置し消化体制を整えること。<br>・作業時には歩行者や通行車両等への安全を考慮し、作業範囲を明示し、必要に応じ通行止め等の措置を講じること。<br>・事前に建設局伏見土木みどり事務所の監督職員と施工時期、施工範囲及び施工方法について、打ち合わせのうえ、業務にあたるものとする。<br>・撤去した発生材は、請負者において適切に処分すること。<br>・作業に必要な機材については、受託者が自ら用意したものを用いること。<br>・業務完了後、速やかに作業完了報告書を作成し、作業前後の現況写真とともに提出すること。<br><br>５　支払条件<br>業務完了後、適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。<br><br>６　留意事項 |

| | |
|---|---|
| | 作業の際は、実施現場内又はその隣接敷地若しくは付近に損傷がないよう十分注意すること。与えた損害については、受注者の責任において対応すること。また、本業務で発生した事故等についても、受注者の責任において対応すること。<br>作業中、近隣住民、通行車両等から要望・苦情を受けた場合及び、事故等の発生があった場合は、速やかに監督職員に連絡しその指示に従うこと。<br>業務実施者にかかる安全管理については、受注者の責任において行うこと。事故があった場合は、受注者の責任で解決すること。<br>本業務は、平日の午前9時から午後5時の間に作業を行うこと。 |

# 箇所図

2
1
京都市建設局

1

1
2

2

3
4

3

4

5
6
都市局
設

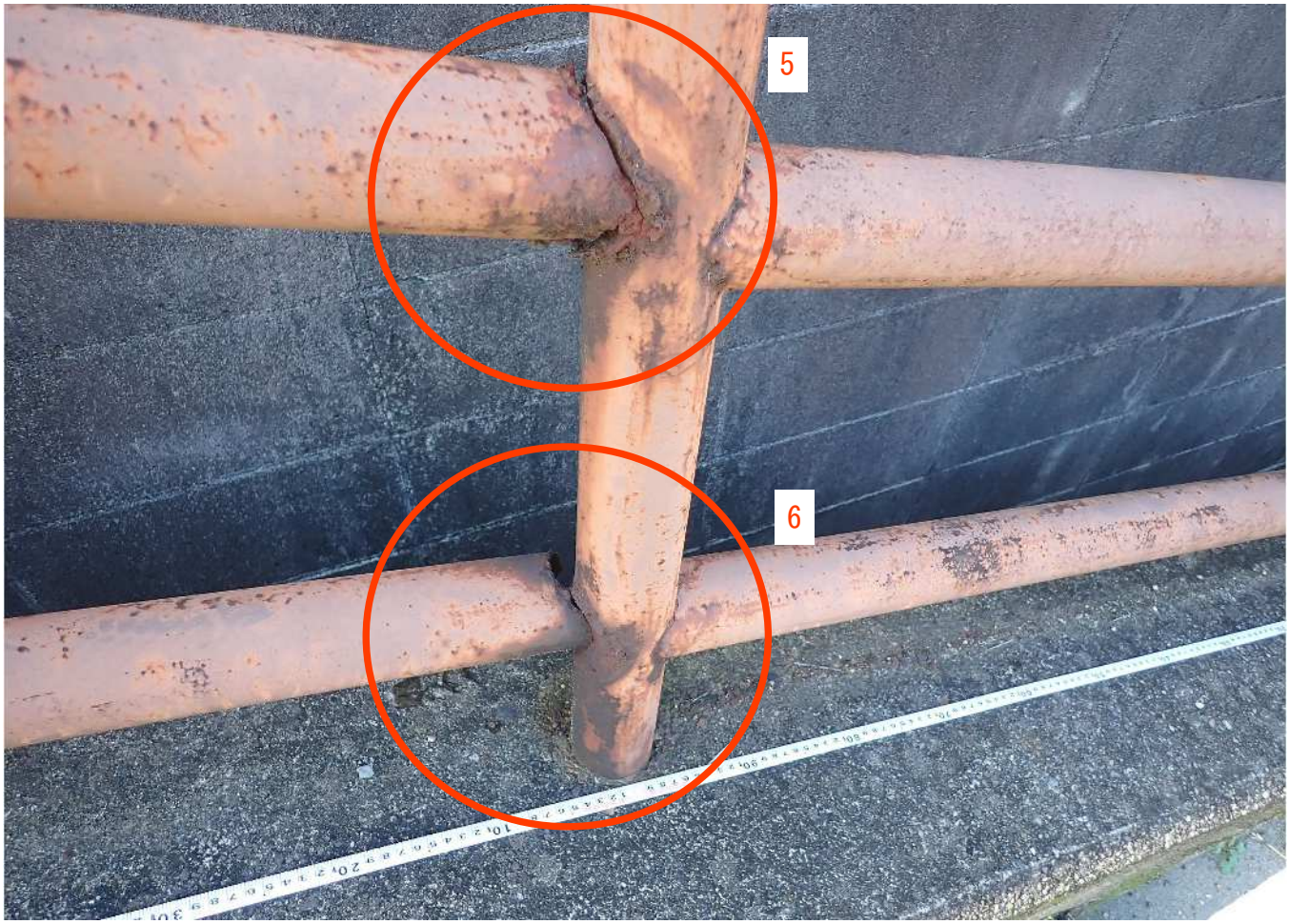
5
6